

藤原文六社会保険労務士事務所 報酬標準

1. 相談報酬

対 象	相談の回数と時間		報酬金額
同一の相談者 又は 継続する同一の相談	初回の1時間まで		無料
	初回の1時間を超え、2時間まで		5,000円
	初回が1時間以内だった場合の 2回目の1時間まで		
	初回の2時間を超える1時間ごと		3,000円
	初回が1時間以内だった場合の 2回目の1時間を超える1時間ごと		
	3回目以降の1時間ごと		

- (1) 前表の相談によって、相談以外の新たな業務遂行の必要が生じた場合には、その業務遂行に係る報酬その他の費用について別途に見積した上で着手いたします。
- (2) 前表の相談の為に、片道60km以上又は片道45分以上の移動を要する場合並びに宿泊を要する場合には、原則として、その交通費並びに宿泊費の実費を別途に請求いたします。なお、この交通の為に弊所所有の車両を利用した場合には、車両費(50円/km)とガソリン代(10km/ℓ)を走行距離に対して計算し、その交通費の実費に含めます。

2. 顧問報酬 … 次表とは別に、固定的な顧問報酬を頂かない『ライト相談顧問』というサービスも用意しています。詳細は、お問い合わせ下さい。

事業の 労働者数	5人未満	5人以上 15人未満	15人以上 25人未満	25人以上 35人未満	35人以上 50人未満	50人以上
報酬金額 の目安 (月額)	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	40,000円	50,000円～ <u>10人増す毎に 10,000円加算</u>

- (1) 前表の労働者数には、パート・派遣労働者を含みます。
- (2) 前表の月額報酬金額に含まれる顧問業務の内容は、原則として、次のとおりです。
 - ① 月1回2時間以下の面談(経営者等との事業の現況確認・意見交換・相談・アドバイス)
 - ② 随時の要請に対する優先的相談対応(その時点において弊所が受注している案件の中での緊急度における優先順位による)
- (3) 上記2.(2)①の面談の為に片道60km以上又は片道45分以上の移動を要する場合並びに宿泊を要する場合には、原則として、その交通費並びに宿泊費の実費を別途に請求いたします。なお、この交通の為に弊所所有の車両を利用した場合には、車両費(50円/km)とガソリン代(10km/ℓ)を走行距離に対して計算し、その交通費の実費に含めます。
- (4) 上記2.(2)②の相談対応によって、新たな業務遂行の必要が生じた場合には、その業務遂行に係る報酬その他の費用について別途に見積した上で着手いたします。
- (5) 上記2.(2)の顧問業務以外の業務その他の費用(上記2.(3)(4)の費用を含む。)を前表の月額報酬金額に含める場合があります。

3. 手続報酬 … 原則として、業務着手前に、報酬その他の費用を見積ります。

(1) 労働社会保険諸法令に基づく定型的な届出等

- 【例】 ◦各保険の被保険者資格の取得・喪失届 ◦健康保険被扶養者（異動）届
 ◦雇用保険被保険者離職証明書 ◦健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
 ◦第三者行為災害届 ◦休業給付支給請求書 ◦健康保険傷病手当金支給申請書
 ◦健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定届
 ◦労働保険一括有期事業の開始届出・報告書（建設の事業）
 ◦労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書 ◦労働者派遣事業報告書 ◦求人の申込
 ◦時間外労働・休日労働に関する協定届 ◦1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

① 作成された届出等書類の内容確認（検算含む）のみの報酬 … 1件 5,000円から

② 届出等書類作成（提出代行・事務代理を含む）の報酬… 1件 8,000円から

※その届出等に含まれる個別事情の確認・検討が必要となる内容の難易度及び作業量を鑑みて、報酬金額を算定いたします。

(2) 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成

- 【例】 ◦就業規則・寄宿舍規則・賃金・旅費その他の諸規程 ◦労働者名簿 ◦賃金台帳
 ◦各種の労働条件通知書 ◦労働者派遣元（派遣先）管理台帳 など

① 就業規則など諸規程作成（提出代行・事務代理を含む）の報酬 … 1件 50,000円から

② 労働時間計算及び勤務表作成 … 初期費用（計算ファイル設定等）1式 30,000円から
 5名まで1式 8,000円/月（1名追加ごと 800円加算）から

③ 賃金計算及び賃金台帳作成 … 初期費用（計算ファイル設定等）1式 24,000円から
 5名まで1式 6,000円/月（1名追加ごと 600円加算）から

④ 前記①～③以外の帳簿書類作成の報酬 … 1件 10,000円から

※その帳簿書類に含まれる個別事情の確認・検討が必要となる内容の難易度及び作業量を鑑みて、報酬金額を算定いたします。

(3) 労働社会保険諸法令に基づく助成金・許可・指定などの申請並びに不服申立て

- 【例】 ◦各種助成金・奨励金等の申請 ◦一般（特定）労働者派遣事業の許可申請（届出）
 ◦有料職業紹介事業の許可申請 ◦介護保険に係る居宅サービス事業の指定申請
 ◦労働保険・社会保険の異議申立て・審査請求・再審査請求 など

① 着手金（業務終了後、精算）… 1件 10,000円から

② 申請・不服申立て業務の報酬 … その業務本来の難易度・作業量及びそれに伴い個別事情の確認・検討が必要となる内容の難易度・作業量を鑑みて、報酬金額を算定いたします。

(4) 上記3.(1)～(3)の報酬を実働時間に基づいて計算する場合の時間単価 … 3,000円/Hから

(5) 上記3.(1)～(3)の手続の為に片道60km以上又は片道45分以上の移動を要する場合並びに宿泊を要する場合及び特別な消耗品を要する場合には、原則として、その交通費並びに宿泊費及び消耗品費の実費を別途に請求いたします。なお、この交通の為に弊所所有の車両を利用した場合には、車両費（50円/km）とガソリン代（10km/ℓ）を走行距離に対して計算し、その交通費の実費に含めます。

(6) 上記3.(5)の費用は、上記3.(1)～(3)の報酬に含める場合があります。

4. 立会（行政官庁が行う調査等に立ち会う業務）報酬 … 2時間まで 10,000 円／1 件
2 時間を超え 1 時間ごと 6,000 円／1 件

* 立会の為に片道 60km 以上又は片道 45 分以上の移動を要する場合並びに宿泊を要する場合には、原則として、その交通費並びに宿泊費の実費を別途に請求いたします。なお、この交通の為に弊所所有の車両を利用した場合には、車両費（50 円／km）とガソリン代（10km／ℓ）を走行距離に対して計算し、その交通費の実費に含めます。

5. 人事労務管理コンサルティング報酬 … 原則として、業務着手前に、報酬その他の費用を見積ります。

【例】 ◦求人募集・採用選考のフローとフォームの構築 ◦社員採用基準の確立 ◦労働条件の整備
◦求人プレゼンテーションの作成 ◦賃金水準の検討 ◦賃金体系の確立
◦人事考課基準の確立 ◦テレワーク導入の支援 ◦労務コンプライアンス審査
◦セクハラ・パワハラ・マタハラ防止対策 ◦職場のメンタルヘルス対策 など

- ① 着手金（業務終了後、精算） … 1 件 20,000 円から
- ② コンサルティング業務の報酬 … その業務内容の難易度・作業量を鑑みて、報酬金額を算定いたします。
- ③ 報酬を実働時間に基づいて計算する場合の時間単価 … 3,000 円／H から
- ④ コンサルティング業務の為に片道 60km 以上又は片道 45 分以上の移動を要する場合並びに宿泊を要する場合及び特別な消耗品を要する場合には、原則として、その交通費並びに宿泊費及び消耗品費の実費を別途に請求いたします。なお、この交通の為に弊所所有の車両を利用した場合には、車両費（50 円／km）とガソリン代（10km／ℓ）を走行距離に対して計算し、その交通費の実費に含めます。
- ⑤ 上記 5. ④の費用は、上記 5. ②の報酬に含める場合があります。

6. 講演・研修・セミナーなど講師料 … 1 件 1 時間まで 10,000 円から
※その内容の専門性・希少性・独自性を鑑みて、講師料を算定いたします。

* 講師業務の為に片道 60km 以上又は片道 45 分以上の移動を要する場合並びに宿泊を要する場合及び特別な消耗品を要する場合には、原則として、その交通費並びに宿泊費及び消耗品費の実費を別途に請求いたします。なお、この交通の為に弊所所有の車両を利用した場合には、車両費（50 円／km）とガソリン代（10km／ℓ）を走行距離に対して計算し、その交通費の実費に含めます。また、これらの交通費・宿泊費・消耗品費は、前記の講師料に含める場合があります。

7. 執筆料 … 1 件 4,000 字まで 10,000 円から
※その内容の専門性・希少性・独自性を鑑みて、執筆料を算定いたします。

8. 本書に定めのない報酬料金その他の費用につきましては、本書の定めに従って算定いたします。

以上

- 平成 27 年 7 月 1 日 作成
- 令和 1 年 8 月 1 日 改訂
- 令和 4 年 7 月 1 日 改訂